

千葉県国土利用計画地方審議会第3回調査検討部会 議事概要

- 1 日時 平成17年10月18日(火) 午後1時30分から
- 2 場所 千葉県庁中庁舎3階第1会議室
- 3 出席者(委員)
高橋部会長、大野委員、親泊委員、佐藤委員、嶋田委員、長谷川委員、山田委員、山本委員
- 4 議事
 - 1) 開会
 - 2) 議事
 - (1) 第3次千葉県国土利用計画の点検について
事務局から、前回部会で説明した同内容について、さらに具体的な施策や数値等を追加した資料を提示・説明し、その後意見交換
 - (2) 県土利用の問題点(環境・森林)の発生要因について
 - (3) 問題(環境・森林)の解決に向けた課題について
事務局から一括して、事務局としての分析案を資料に基づき説明し、その後意見交換
 - 3) その他
国土審議会における国土形成計画の策定等に係る今後の審議体制等につき、資料に基づいて説明
 - 4) 閉会
- 5 主な発言内容(順不同)
 - (1) 第3次千葉県国土利用計画の点検について

森林が減少しているのは、なぜか。なぜ、森林としての維持ができず、開発されたのか、原因について分析する必要がある。

産廃・残土問題が、第3次計画の施策の体系の中で取り上げられていなかったことは、ある意味やむを得ないことと考える。しかし、産廃・残土問題について、

「農」・「林」・「都市」などの立場でどのような方策があるのか、などの視点から検討することは必要である。

計画の「目標値」というものが各課にとってどのような意味を持つのか。(例えば予算要求上のメリットなど。)もともと実現不可能な数値が目標値として設定されているのか、それとも何らかの理由・要因があったことが原因して達成できなかったのか。予測値なのか、期待値なのか。

残土としての土地利用需要が高いのはなぜか。この状況を是とするのか、非とするのか。許可基準が甘いのではないか。

(2) 県土利用の問題点(環境・森林)の発生要因及び問題の解決に向けた課題について

土地所有者が農用地・森林を経済的に持ちこたえられなくなることが原因である。自然保全地域など、ポジティブな制度を活用し、転用などのネガティブなことを防ぐことが可能と思う。国の制度を離れて、県独自の自然公園条例を作ってはどうか。

森林法の林地開発許可の条文では「…の場合には、許可しなければならない」と表現されている。積極的な開発の考えがあったのか。

この条文が追加された昭和49年頃は、開発ブームであり、開発に歯止めをかけるためにこの条項が新設された。ただし、当時の時代の要請から強い規制ができなかったのではないか。

森林として管理していくことに、地権者にとって、林業経営にとっての経済的メリットがないことから、開発動向に傾いているのではないか。農地であること、森林であることが所有者にとってメリットになるような方法を考えなければならない。

保安林であれば林地開発許可はされない。保安林を拡大して規制を加えていくこともひとつの方策。ただし、土地所有者の理解を得ることは難しい。

災害防止等以外の目的として「風致林」という目的種別があるが、積極的には活用されていないのが現状である。

保全のための法律、規制のための法律は、土地所有者にメリットがない。県内の自然公園10箇所を調査してまわったが、観光スポット的なところは、森林・農地ともに整備・活用されているが、それ以外のところは、ほとんど活用されていない。いい山村の農地などにアクセスできない。地元のガイドがいないと行け

ない。もっと活用できるように、レクリエーション的な活用法も必要。「利用」を考慮した整備が必要と考える。ハワイでは、国立自然公園は「保護」だが、州立は「活用」・管理がなされている。千葉県は観光県としてのポテンシャルを十分持っている。「利用」の観点で、土地所有者に対するメリットを考慮すべき。

例えば、農地だと農業しか考えない。各部局それぞれの立場だけで検討してもダメ。横で施策をコーディネートできる仕掛けがあるといい。

ネガティブマップ、ポジティブマップというのは県にはないのか。例えば、ハザードマップは、そこに住む住民にとっての危険地域を示すということで作成を嫌がっていた時期があるが、今は一般的に作られている。

自分の土地だから自由に利用できるという発想を転換しなければならない。

「開発に伴う森林の減少の問題」の中の具体的な問題点として、土砂の崩壊等を追加してほしい。県民の安全な暮らしを守るという視点から国土の保全ということも入れてほしい。

第3次計画までは産業開発が主体であった。これからは、生活者の視点を中心にそえるべきである。県民の食料自給率はどうなるのか、農地はこれでいいのか、など。地目別の目標だけでなく、総合的な視点における目標設定が検討されるべきではないか。

農地は、食糧生産の基盤であり、かつ、緑地としての機能を兼ね備えている。その視点で考えた場合、例えば、食料自給率の目標から農地保全の目標を設定できるのではないか。これであれば、県民にとってわかりやすいのではないか。

国土利用計画としては、総合的な観点が必要。

環境生活部で地球温暖化防止計画を見直す予定である。炭酸ガス吸収源として森林が期待できる。オール県庁でどうなるのか。国土利用計画との整合を図るべき。

目標「量」ではなく、土地利用に関する理念を書き込むことはできないのか。県の計画として理念を示し、さらにネガティブマップ・ポジティブマップなどの事例を示すことにより、市町村が努力できるような支援策を考えられるのではないか。

今、「エコ」から「ロハス (LOHAS=Lifestyles Of Health And Sustainability)」の時代。環境だけでなく、健康の視点を加えた上での国土利用計画を考えていけば

よいのではないか。

処分場問題であるが、全体から見れば、それほど大きな面積ではない。ただ、手続き上の不安がある。不適正部分についての法の執行(撤去等)の問題がある。残存量をどうするのか。ネガティブだけでなく、積極的な管理も検討すべきである。不適正利用地の処置・修復のためのしくみづくりが必要ではないか。

産廃施設は、都市計画の中でも多い。認めざるを得ない状況ではあるのだが。ただし、土地利用の観点は別物。望ましいとは言えない。

最終処分場については、実体的に新規開発が乱発されることはほとんど考えられない。中間処理施設については、確かに問題があるが、工業専用地域に立地させてもらえなかったなどの理由があるケースが見受けられる。追い出されて周辺地域へ立地が計画された例がある。エコタウンなどの立地誘導は、それなりに進んでいるのではないか。

政策的な立地誘導は重要。次回部会の「都市」の中で議論したい。

産廃の方は、かなりきびしくなってきているが、まだ残土は動きが大きい。砂利を取った後に残土が入ってくるという動きがある。

残土は廃棄物という概念がなく、法体系がない。自由である。しかし、例えば、建設汚泥など、いろいろなものが混入しているおそれがある。

森林法10条の2の不許可要件で「環境を著しく悪化させるおそれがある場合」という条項を適用すればよいのではないか。

林地開発許可基準の「環境を著しく悪化させるおそれがある場合」では、基準に具体性がないため、どこまで判断できるか疑問。

残土は、事実上、今の規制はザルに等しい。立地問題と同時に、土壤汚染防止法等の予防面を検討する価値があるのではないか。

山武町の残土条例の基準を県条例にも適用できるのではないか。

「土地利用」という観点での議論の仕分けが必要。各部局で検討すべきものと「土地利用」の観点で検討が必要なものを区分・整理していくべき。

中間処理施設の問題であるが、廃掃法、都市計画上、条件がクリアしてしまっているため、立地がどんどん増えてしまっている。土地利用の問題として、総合的な視点で検討していくべき。

「森林の荒廃の問題」の中で「針葉樹から広葉樹への転換（人手がかからない森づくり）」という部分には疑問がある。例えば、地球温暖化防止の観点から言えば、針葉樹の方が効果的。基本的には、一旦手が入ったところは、人手を入れないと森林が保全されない。里山条例も林業者支援もひとつの方策である。

価値観の転換、ライフスタイルの転換を含めた立体的なサポートシステムを考えると、森林・農地は保全していけない。

計画の目標値と現況との比較は、どう必要なのか。算定された目標値は、土地利用上の目標値ではなかったのかもしれない。そもそも、この「目標値」の意味は何なのか。検証する必要がある。予測値なのか、期待値なのか。目標値の設定についても、きちんと議論しておく必要がある。

林地開発の一時転用は十分に管理しておく必要がある。

土砂採取など、一時転用と言いながら、恒久転用に近い事例もある。

土砂採取は、埋め戻し・復元が原則である。山を崩すというのは、もっとも大きな環境破壊行為であると思う。今後も同じように認めてよいのかという疑問がある。例えば、建設汚泥などは、リサイクルが技術的に可能な状況になってきている。

法体系をうまくはずして、千葉県独自のアイデアを考えた方がうまくできるのではないかと、例えば、県独自の条例を制定するなど。

景観法など、新たな視点を活用すべき。「県民が主役」という観点を忘れないでほしい。